様式第１号（第３の１の⑴関係）

畜舎建築利用計画の認定申請書

年　　月　　日

　　広域振興局長　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者の住所又は

　　　　　　　　　　　　　　　　　　主たる事務所の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者の氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者の連絡先

代表者の氏名

　畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第３条第１項の規定により、畜舎建築利用計画の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

畜舎建築利用計画

１．申請者の概要

（１）氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名：

（２）住所又は主たる事務所の所在地：

（３）連絡先：

２．畜舎等の概要

（１）数及び種類

　　①申請に係る畜舎等の数：　（□１棟なので別紙なし、□別紙あり）

②申請に係る畜舎等の種類

・番号：

□飼養施設

□飼養施設に付随する搾乳施設

□飼養施設に付随する集乳施設

□飼養施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設

□飼養施設に付随する畜産業用倉庫

□飼養施設に付随する畜産業用車庫

□堆肥舎

□発酵槽等

□堆肥舎に付随する畜産業用倉庫

□堆肥舎に付随する畜産業用車庫

□発酵槽等を制御するための施設

③申請に係る畜舎等の構造

・番号：

　　　　造　　　　一部　　　　造

　　□Ａ構造畜舎等　　□Ｂ構造畜舎等　　□発酵槽等

（２）工事施工地又は所在地：

　　　□都市計画区域内（市街化区域及び用途地域外）

　　　□準都市計画区域内（用途地域外）

□都市計画区域及び準都市計画区域外

（３）規模及び間取り

①番号：

②高さ：　　　　　ｍ

　　③床面積：（申請部分　　　㎡）（申請以外の部分　　　㎡）（合計　　　㎡）

　　④間取り　□居住のための居室を有しない。

３．設計者等に関する事項

（１）設計者

①代表となる設計者

　　　イ．資格：　　　　　　（　　　　）建築士　　　　（　　　）登録第　　　　号

　　　ロ．氏名：

　　　ハ．建築士事務所名：　（　　　　）建築士事務所　（　　　）知事登録第　　号

　　ニ．所在地：

　　ホ．連絡先：

　　へ．作成した設計図書：

②その他の設計者

　　　イ．資格：　　　　　　（　　　　）建築士　　　　（　　　）登録第　　　　号

　　　ロ．氏名：

　　　ハ．建築士事務所名：　（　　　　）建築士事務所　（　　　）知事登録第　　号

　　ニ．所在地：

　　ホ．連絡先：

　　へ．作成した設計図書：

（２）工事監理者

①代表となる工事監理者

　　イ．資格：　　　　　　（　　　　）建築士　　　　（　　　）登録第　　　　号

　　ロ．氏名：

　　　ハ．建築士事務所名：　（　　　　）建築士事務所　（　　　）知事登録第　　号

　　　ニ．所在地：

　　　ホ．連絡先：

　　　へ．工事と照合する設計図書：

②その他の工事監理者

　　イ．資格：　　　　　　（　　　　）建築士　　　　（　　　）登録第　　　　号

　　ロ．氏名：

　　ハ．建築士事務所名：　（　　　　）建築士事務所　（　　　）知事登録第　　号

　　ニ．所在地：

　　ホ．連絡先：

　　へ．工事と照合する設計図書：

（３）工事施工者

　　イ．氏名：

　　ロ．営業所名：建築業の許可（　　　）第　　　号

　　ハ．所在地：

　　ニ．連絡先：

４．畜舎等の敷地、構造及び設備に関する事項（畜舎等の床面積の合計が3,000㎡超の場合に記載すること。）

（１）畜舎等及び畜舎等の敷地に関する事項

①区域、地域、地区又は街区（都市計画区域、準都市計画区域、防火地域及び準防火

地域以外）：

②道路

　　　イ．幅員：

　　　ロ．敷地と接している部分の長さ：

③敷地面積

イ．敷地面積：

ロ．主務省令第45条第１項の規定による畜舎等の建蔽率：

ハ．敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値：

④建築面積

　　イ．建築面積：（申請部分　　　㎡）（申請以外の部分　　　㎡）（合計　　　㎡）

　　ロ．建蔽率：

⑤認定等：

⑥備考：

（２）畜舎等別の構造及び設備の概要

①番号：

②建築設備の種類

　　□電気設備　□ガス設備　□給水設備　□排水設備　□換気設備　□暖房設備

□冷房設備　□消火設備　□排煙設備　□汚物処理の設備

③屋根：

④外壁：

⑤軒裏：

⑥便所の種類　□水洗　□くみ取り

⑦主要構造部が耐火構造等に該当する場合

□耐火構造

□建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第108条の３第１項第１号イ及びロに掲げる基準に適合する構造

□準耐火構造

□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（建築基準法施行令第109条の３第１号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造）

□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（建築基準法施行令第109条の３第２号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造）

□その他

⑧主務省令第19条第２項又は第20条の規定の適用

　□主務省令第19条第２項本文の規定の適用を受ける畜舎等

　□主務省令第20条ただし書の規定の適用を受ける畜舎等

⑨畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等における主務省令第24条第１項本文等の規定の適用

　□主務省令第24条第１項本文等の規定の適用を受ける畜舎等

⑩主務省令第26条の規定の適用

　　□主務第26条第１号に掲げる畜舎等

　　□主務第26条第２号に掲げる畜舎等

　　□主務第26条第３号に掲げる畜舎等

　　　□防火地域　□準防火地域

　　□主務省令第26条第４号に掲げる畜舎等

⑪備考：

（３）畜舎等の独立部分別概要

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ①番号 |  |  |  |  |  |
| ②高さ　m |  |  |  |  |  |
| ③床面積　㎡ |  |  |  |  |  |
| ④構造　 |  |  |  |  |  |
| ⑤構造計算に用いたプログラムの名称 |  |  |  |  |  |
| ⑥備考 |  |  |  |  |  |

５．畜舎等の利用の方法に関する事項

（１）番号：

（２）畜舎等の１日当たりの滞在者数及び滞在時間

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

□午前０時から午前４時まで及び午後10時から午後12時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を０とする。

（Ａ構造畜舎等（主務省令第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・Ｂ構造畜舎等の場合）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃 | 飼料の調整・給与及び家畜の観察 | 搾乳（畜舎内搾乳） | その他畜舎等内における作業（診療、種付け、保管する物資の整理等） |
| 滞在人数 | 　　　　　人 | 　　　　　人 | 　　　　　人 | 　　　　　　人 |
| 滞在時間 | 　　時間／人 | 　　時間／人 | 　　時間／人 | 　　　時間／人 |
| 延べ滞在時間 | 　　　　時間 | 　　　　時間 | 　　　　時間 | 　　　　　時間 |
| 合計 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　時間 |

□通常時において、畜舎等における１日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 畜舎等の床面積 | 最大滞在者数 | 延べ滞在時間 |
| □1,000㎡以下 | ４人 | ８時間 |
| □1,000㎡超2,000㎡以下 | ８人 | 16時間 |
| □2,000㎡超3,000㎡以下 | 12人 | 24時間 |
| □3,000㎡超 | 16人 | 32時間 |

（３）避難経路確保の取組

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

　　　□災害時の避難に支障を生じさせないよう、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しない。

□２以上の避難口が特定されている。

□堆肥舎、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等で避難上有効に直接外気に開放されたものに該当する。

（４）災害による被害の防止又は軽減に資する取組

（Ａ構造畜舎等（主務省令第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・Ｂ構造畜舎等の場合）

　　　□定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも１年間保存する。

　　（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等・発酵槽等共通）

　　　□様式第26号（畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあっては、様式第26号の２）を畜舎等の見やすい場所に表示する。

　　（Ｂ構造畜舎等の場合）

　　　□畜舎等に立ち入るものに対し、災害時の避難方法に関する事項を説明する。

（５）畜舎等が省令第19条第２項本文若しくは省令第20条ただし書の規定の適用を受けるもの又は省令第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものである場合における当該畜舎等における取組

　　（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

　　　□定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも１年間保存する。

（６）畜舎等が主務省令第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものである場合における畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分における取組

　　（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

　　　□畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超える畜舎等にあっ

ては、床面積500㎡以内ごとに１以上の避難口が特定されている。

　　　□避難上有効に直接外気に開放されたものに該当する。

　　　□災害時の避難に支障を生じさせないよう、採光を充分にする。

　　　□火気を使用しない。

　　　□消火器を備えるとともに、定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管理を適切に行う。

　　　□畜産業用倉庫の用途に供する部分については、畜産業用物資以外のもの及び畜産業用車庫の用途に供する部分については、畜産業用車両等以外のものを保管しない。

　　　□畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合は、これらを間

仕切壁又は戸によって隔てて保管する。

６．申請に係る畜舎等で行う畜産業の内容

（１）番号：

（２）家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）

　　①家畜の種類：

　　②頭数：

（３）飼養形態（飼養施設の場合）：

（４）家畜排せつ物の処理方法：

７．工事の着手及び完了の予定年月日

（１）工事種類

・番号：

　□新築　□増築　□改築　□柱を撤去する行為　□模様替

（２）工事着手予定年月日：

（３）工事完了予定年月日：

８．その他必要な事項

（１）法令遵守に関する事項

①申請者（法人にあっては、その役員を含む。）の家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理に関する法令の遵守状況

　　　□家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理について、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）その他家畜の飼養管理若しくはその排せつ物の管理に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反していない。

　　　　（違反している場合）違反している規定：

農場名及びその所在地：

備考：

　②畜舎等の建築等に関する法令の遵守状況

　　　□申請に係る畜舎等の建築等によって、申請者が所有する当該畜舎等以外の建築物及びその敷地が畜舎等の建築等に関する法令に違反することとならない。

（２）畜舎等の貸付けを行う場合

①借主の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名：

②住所：

　　③借主（法人にあっては、その役員を含む。）の家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理に関する法令の遵守状況

□家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理について、家畜伝染病予防法、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律その他家畜の飼養管理若しくはその排せつ物の管理に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反していない。

　　　　（違反している場合）違反している規定：

農場名及びその所在地：

備考：

（３）申請に係る畜舎等が畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等の場合

　　①飼養施設又は堆肥舎（いずれも当該施設に付随する施設が当該申請に係る畜舎等であるものに限る。）の所在地：

　　②畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管する物資の種類：

　　③畜産業用車庫の用途に供する部分に保管する車両又は物資の種類：

（４）特例畜舎等が主務省令第48条第２項の規定の適用を受ける場合

　　□主務省令第48条第２項及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する事務取扱要領（令和４年３月31日付け畜第1109号、建住第875号）第３の（４）の規定による広域振興局長の認定を受けたものである。

９．備考

（注意）

①　数字は算用数字を、単位はメートル法を用いること。

②　☐がある場合は、該当する☐に✓印を付けること。

③　２．（１）②及び③並びに（３）、４．（２）、５．、６．並びに７．（１）は、申請に係る畜舎等ごとに記入すること。申請に係る畜舎等の数が１の時は「番号」に「１」と記入し、畜舎等の数が２以上のときは、畜舎等ごとに通し番号を付したうえで、記入欄を追加して畜舎等ごとに記入するか、第２番目以降の畜舎等について別紙に必要な事項を記入して添えること。

④　４．（３）は申請に係る畜舎等（独立部分が２以上ある場合においては独立部分。以下同じ。）ごとに記入すること。申請に係る畜舎等の数が１の時は「番号」に「１」と記入し、畜舎等の数が２以上のときは、畜舎等ごとに通し番号を付したうえで、記入欄を追加して畜舎等ごとに記入するか、第２番目以降の畜舎等について別紙に必要な事項を記入して添えること。

様式第２号（第３の１の⑶関係）

畜舎建築利用計画の認定通知書

認　定　番　号　第　　　　　号

認定年月日　　　年　月　日

　　　　　　　　　様

広域振興局長

　　　年　　月　　日付で認定申請のあった畜舎建築利用計画については、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第３条第３項の規定に基づき認定しましたので、同条第６項の規定に基づき通知します。

記

１．認定計画実施者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名：

２．認定に係る畜舎等の工事施工地又は所在地：

３．認定に係る畜舎等の種類：

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第３号（第３の１の⑶関係）

畜舎建築利用計画の不認定通知書

年　　月　　日

　　　　　　　　　様

広域振興局長

　　　年　　月　　日付けで申請のあった畜舎建築利用計画については、下記の理由により認定しないものとします。

　この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、広域振興局長に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

　また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、岩手県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

不認定の理由

（注意）

　畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第３条第３項又は第４項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

（備考）

　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第４号（第３の２の⑴関係）

畜舎建築利用計画の変更認定申請書

年　　月　　日

　　広域振興局長　　　様

申請者の住所又は

　　　　　　　　　　　　　　　　　　主たる事務所の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者の氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者の連絡先

代表者の氏名

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第４条第１項の規定により、畜舎建築利用計画の変更を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

記

１．畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：

２．認定に係る畜舎等の工事施工地又は所在地：

３．変更の概要：

４．変更の理由：

５．省令第80条各号に定める基準の区分：

（注意）

①　３．変更の概要については、変更前と変更後を対比して記載すること。

②　申請に係る畜舎等（特例畜舎等を除く。）が第80条の規定の適用を受ける場合にあっては、５．に、同条各号に定める基準のうち、該当する基準の号の数字及び「イ」、

「ロ」又は「ハ」の別を記入すること。

（備考）

　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第５号（第３の２の⑶関係）

畜舎建築利用計画の変更認定通知書

認　定　番　号　第　　　　　号

認定年月日　　　年　月　日

　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　広域振興局長

　　　年　　月　　日付で変更認定申請のあった畜舎建築利用計画の変更については、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第４条第３項において準用する同法第３条第３項の規定に基づき認定しましたので、同法第４条第３項において準用する同法第３条第６項の規定に基づき通知します。

記

１．認定計画実施者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名：

２．認定畜舎等の工事施工地又は所在地：

３．認定畜舎等の種類：

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第６号（第３の２の⑶関係）

畜舎建築利用計画の変更不認定通知書

年　　月　　日

　　　　　　　　　様

広域振興局長

　　　年　　月　　日付けで変更認定申請のあった畜舎建築利用計画については、下記の理由により認定しないものとします。

　この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、広域振興局長に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

　また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、岩手県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

不認定の理由

（注意）

　畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第４条第３項において準用する同法第３条第３項又は第４項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

（備考）

　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第７号（第３の２の⑷関係）

畜舎建築利用計画の軽微な変更に係る届出書

年　　　月　　　日

　　広域振興局長　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者の住所又は

　　　　　　　　　　　　　　　　　　主たる事務所の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者の氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者の連絡先

代表者の氏名

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第４条第２項の規定により、畜舎建築利用計画の軽微な変更について届け出ます。

記

１．畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：

２．認定に係る畜舎等の工事施工地又は所在地：

３．変更の概要：

４．変更の理由：

（備考）

　①　３．変更の概要については、変更前と変更後を対比して記載すること。

　②　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第８号（第４の２関係）

認定畜舎等の建築等工事完了届

年　　　月　　　日

　　広域振興局長　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者の住所又は

　　　　　　　　　　　　　　　　　　主たる事務所の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者の氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者の連絡先

代表者の氏名

　認定畜舎等の建築等の工事が完了しましたので、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第６条第１項の規定により、届け出ます。

記

１．畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：

２．届出に係る工事の概要

（１）工事施工地：

（２）工事の種類

□新築　□増築　□改築　□柱を撤去する行為　□模様替

（３）工事着手年月日：

（４）工事完了年月日：

３．届出に係る認定畜舎等の概要

（１）番号：

（２）種類

□飼養施設

□飼養施設に付随する搾乳施設

□飼養施設に付随する集乳施設

□飼養施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設

□飼養施設に付随する畜産業用倉庫

□飼養施設に付随する畜産業用車庫

□堆肥舎

□発酵槽等

□堆肥舎に付随する畜産業用倉庫

□堆肥舎に付随する畜産業用車庫

□発酵槽等を制御するための施設

（３）規模：床面積の合計　　　㎡

４．備考

（注意）

①　数字は算用数字を、単位はメートル法を用いること。

②　☐がある場合は、該当する☐に✓印を付けること。

　③　３．は、届出に係る認定畜舎等ごとに記入すること。届出に係る認定畜舎等の数が１の時は「番号」に「１」と記入し、認定畜舎等の数が２以上のときは、認定畜舎等ごとに通し番号を付したうえで、記入欄を追加して認定畜舎等ごとに記入するか、第２番目以降の認定畜舎等について別紙に必要な事項を記入して添えること。

　④　床面積が3,000㎡を超える認定畜舎等にあっては、主務省令第75条第１項第１号の規定により、屋根の小屋組の工事の終了時、構造耐力上主要な軸組又は耐力壁の工事の終了時、基礎の配筋（鉄筋コンクリート造の基礎の場合に限る。）の工事の終了時その他広域振興局長が必要と認めて指定する工程の終了時における当該認定畜舎等に係る構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等の写真を添付すること。

（備考）

　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第９号（第４の３関係）

仮使用認定申請書

年　　　月　　　日

　　広域振興局長　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者の住所又は

　　　　　　　　　　　　　　　　　　主たる事務所の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者の氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者の連絡先

代表者の氏名

　畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第６条第２項ただし書の規定による仮使用の認定を申請します。

記

１．畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：

２．認定畜舎等の建築等の工事の概要

（１）工事施工地：

（２）工事着手年月日：

（３）工事完了予定年月日：

３．仮使用の概要

（１）仮使用期間：

（２）申請の理由：

４．備考

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。様式第10号（第４の３関係）

仮使用認定通知書

認　定　番　号　第　　　　　号

認定年月日　　　年　月　日

　　　　　　　　　様

広域振興局長

　　　年　　月　　日付で申請のあった仮使用の認定の申請については、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第６条第２項ただし書の規定による仮使用を認定しましたので、通知します。

記

１．認定に係る畜舎等の工事施工地又は所在地：

２．仮に使用し、又は使用させることができる認定畜舎等又はその部分の概要：

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第11号（第５の１の⑴関係）

認定計画実施者の相続届出書

年　　　月　　　日

　　広域振興局長　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者の住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者の氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者の連絡先

　下記のとおり、認定計画実施者の地位を承継したので、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第９条第２項の規定により届け出ます。

記

１．相続の開始の日：

２．相続人の氏名、住所及び連絡先並びに被相続人との続柄

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名、住所及び連絡先 | 続柄 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

３．被相続人の氏名及び死亡時の住所：

４．畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：

５．認定畜舎等の所在地：

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第12号（第５の１の⑵関係）

認定畜舎等の譲渡及び譲受け認可申請書

年　　　月　　　日

　　広域振興局長　　　様

　　　　　　　　　　　　　　譲渡人　住所又は

主たる事務所の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

代表者の氏名

　　　　　　　　　　　　　　譲受人　住所又は

主たる事務所の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

代表者の氏名

　下記のとおり、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第10条第１項の規定により、認定畜舎等の譲渡及び譲受けの認可を受けたいので申請します。

記

１．譲渡及び譲受けの予定年月日：

２．譲渡及び譲受けの理由：

３．譲渡及び譲受けに係る畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：

４．譲渡及び譲受けに係る認定畜舎等の所在地：

５．譲渡及び譲受けに係る認定畜舎等の利用の方法に関する事項

（１）畜舎等の１日当たりの滞在者数及び滞在時間

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

□午前０時から午前４時まで及び午後10時から午後12時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を０とする。

（Ａ構造畜舎等（主務省令第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・Ｂ構造畜舎等の場合）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃 | 飼料の調整・給与及び家畜の観察 | 搾乳（畜舎内搾乳） | その他畜舎等内における作業（診療、種付け、保管する物資の整理等） |
| 滞在人数 | 　　　　　人 | 　　　　　人 | 　　　　　人 | 　　　　　　人 |
| 滞在時間 | 　　時間／人 | 　　時間／人 | 　　時間／人 | 　　　時間／人 |
| 延べ滞在時間 | 　　　　時間 | 　　　　時間 | 　　　　時間 | 　　　　　時間 |
| 合計 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　時間 |

　　　□通常時において、畜舎等における１日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 畜舎等の床面積 | 最大滞在者数 | 延べ滞在時間 |
| □1,000㎡以下 | ４人 | ８時間 |
| □1,000㎡超2,000㎡以下 | ８人 | 16時間 |
| □2,000㎡超3,000㎡以下 | 12人 | 24時間 |
| □3,000㎡超 | 16人 | 32時間 |

（２）避難経路確保の取組

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

　　　□災害時の避難に支障を生じさせないよう、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しない。

□２以上の避難口が特定されている。

□堆肥舎、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等で避難上有効に直接外気に解放されたものに該当する。

（３）災害による被害の防止又は軽減に資する取組

（Ａ構造畜舎等（主務省令第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・Ｂ構造畜舎等の場合）

　□定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも１年間保存する。

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等・発酵槽等共通）

　　　□様式第26号（畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあっては、様式第26号の２）を畜舎等の見やすい場所に表示する。

　　（Ｂ構造畜舎等の場合）

□畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明する。

（４）畜舎等が主務省令第19条第２項本文若しくは主務省令第20条ただし書の規定の適用を受けるもの又は主務省令第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものである場合における当該畜舎等における取組

　　（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

　　　□定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも１年間保存する。

（５）畜舎等が主務省令第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものである場合における畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分における取組

　　（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

　　　□畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超える畜舎等にあっては、床面積500㎡以内ごとに１以上の避難口が特定されている。

　　　□避難上有効に直接外気に開放されたものに該当する。

　　　□災害時の避難に支障を生じさせないよう、採光を充分にする。

　　　□火気を使用しない。

　　　□消火器を備えるとともに、定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管理を適切に行う。

　　　□畜産業用倉庫の用途に供する部分については、畜産業用物資以外のもの及び畜産業用車庫の用途に供する部分については、畜産業用車両等以外のものを保管しない。

　　　□畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管する。

６．譲渡及び譲受けに係る認定畜舎等で行う畜産業の内容

（１）家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）

　　①家畜の種類：

　　②頭数：

（２）飼養形態（飼養施設の場合）：

（３）家畜排せつ物の処理方法：

７．譲渡及び譲受けに係る認定畜舎等のその他必要な事項

（１）譲受人（法人にあっては、その役員）の法令遵守状況

　　□家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理について、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）その他家畜の飼養管理若しくはその排せつ物の管理に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反していない。

　　（違反している場合）違反している規定：

農場名及びその所在地：

備考：

（２）畜舎等が畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供するものである場合

　　①飼養施設又は堆肥舎（いずれも当該施設に付随する施設が当該譲渡及び譲受けに係る認定畜舎等であるものに限る。）の所在地：

　　②畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管する物資の種類：

　　③畜産業用車庫の用途に供する部分に保管する車両又は物資の種類：

（注意）

　☐がある場合は、該当する☐に✓印を付けること。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第13号（第５の１の⑵関係）

認定畜舎等の譲渡及び譲受け認可通知書

認　定　番　号　　第　　　　　号

認定年月日　　　　年　月　日

　　　　　　　　様

広域振興局長

　　年　月　日付で申請のあった認定畜舎等の譲渡及び譲受け認可申請については、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第10条第１項の規定に基づき、認可しましたので通知します。

様式第14号（第５の１の⑵関係）

認定畜舎等の譲渡及び譲受け不認可通知書

　　　　年　月　日

　　　　　　　　様

広域振興局長

　　年　月　日付で申請のあった認定畜舎等の譲渡及び譲受け認可申請については、下記の理由により、認可しませんので通知します。

　この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、広域振興局長に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

　また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、岩手県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

　不認可の理由

様式第15号（第５の１の⑶関係）

合併認可申請書

年　　　月　　　日

　　広域振興局長　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は

主たる事務所の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　合併する法人の名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は

主たる事務所の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　合併する法人の名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

　下記のとおり、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第10条第２項の規定により、法人の合併について認可を受けたいので申請します。

記

１．合併予定年月日：

２．合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称及び住所：

３．合併の理由：

４．合併に係る畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：

５．合併に係る認定畜舎等の所在地：

６．合併に係る認定畜舎等の利用の方法に関する事項

（１）畜舎等の１日当たりの滞在者数及び滞在時間

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

□午前０時から午前４時まで及び午後10時から午後12時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を０とする。

（Ａ構造畜舎等（主務省令第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものに限る）・Ｂ構造畜舎等の場合）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃 | 飼料の調整・給与及び家畜の観察 | 搾乳（畜舎内搾乳） | その他畜舎等内における作業（診療、種付け、保管する物資の整理等） |
| 滞在人数 | 　　　　　人 | 　　　　　人 | 　　　　　人 | 　　　　　　人 |
| 滞在時間 | 　　時間／人 | 　　時間／人 | 　　時間／人 | 　　　時間／人 |
| 延べ滞在時間 | 　　　　時間 | 　　　　時間 | 　　　　時間 | 　　　　　時間 |
| 合計 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　時間 |

　　　□通常時において、畜舎等における１日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 畜舎等の床面積 | 最大滞在者数 | 延べ滞在時間 |
| □1,000㎡以下 | ４人 | ８時間 |
| □1,000㎡超2,000㎡以下 | ８人 | 16時間 |
| □2,000㎡超3,000㎡以下 | 12人 | 24時間 |
| □3,000㎡超 | 16人 | 32時間 |

（２）避難経路確保の取組

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

　　　□災害時の避難に支障を生じさせないよう、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しない。

□２以上の避難口が特定されている。

□堆肥舎、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等で避難上有効に直接外気に開放されたものに該当する。

（３）災害による被害の防止又は軽減に資する取組

（Ａ構造畜舎等（主務省令第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・Ｂ構造畜舎等の場合）

　　　□定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも１年間保存する。

　　（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等・発酵槽等共通）

□様式第26号（畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあっては、

様式第26号の２）を畜舎等の見やすい場所に表示する。

　　（Ｂ構造畜舎等の場合）

□畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明する。

（４）畜舎等が主務省令第19条第２項本文若しくは主務省令第20条ただし書の規定の適用を受けるもの又は主務省令第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものである場合における当該畜舎等における取組

　　（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

　　　□定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも１年間保存する。

（５）畜舎等が主務省令第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものである場合における畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分における取組

　　（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

　　　□畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超える畜舎等にあっては、床面積500㎡以内ごとに１以上の避難口が特定されている。

　　　□避難上有効に直接外気に開放されたものに該当する。

　　　□災害時の避難に支障を生じさせないよう、採光を充分にする。

　　　□火気を使用しない。

　　　□消火器を備えるとともに、定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管理を適切に行う。

　　　□畜産業用倉庫の用途に供する部分については、畜産業用物資以外のもの及び畜産業用車庫の用途に供する部分については、畜産業用車両等以外のものを保管しない。

　　　□畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管する。

７．合併に係る認定畜舎等で行う畜産業の内容

（１）家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）

　　①家畜の種類：

　　②頭数：

（２）飼養形態（飼養施設の場合）：

（３）家畜排せつ物の処理方法：

８．合併に係る認定畜舎等のその他必要な事項

（１）合併後存続する法人又は合併により設立される法人の役員の法令遵守状況

　　□家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理について、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）その他家畜の飼養管理若しくはその排せつ物の管理に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反していない。

　　（違反している場合）違反している規定：

農場名及びその所在地：

備考：

（２）畜舎等が畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供するものである場合

　　①飼養施設又は堆肥舎（いずれも当該施設に付随する施設が当該合併に係る認定畜舎等であるものに限る。）の所在地：

　　②畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管する物資の種類：

　　③畜産業用車庫の用途に供する部分に保管する車両又は物資の種類：

（注意）

　☐がある場合は、該当する☐に✓印を付けること。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第16号（第５の１の⑶関係）

合併認可通知書

認　定　番　号　　第　　　　　号

認定年月日　　　　年　月　日

　　　　　　　　様

広域振興局長

　　　年　　月　　日付で申請のあった合併認可申請については、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第10条第２項の規定に基づき、認可しましたので通知します。

様式第17号（第５の１の⑶関係）

合併不認可通知書

　　　　年　月　日

　　　　　　　　様

広域振興局長

　　年　月　日付で申請のあった認定畜舎等の譲渡及び譲受け認可申請については、下記の理由により、認可しませんので通知します。

　この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、広域振興局長に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

　また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、岩手県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

不認可の理由

様式第18号（第５の１の⑷関係）

分割認可申請書

年　　　月　　　日

　　広域振興局長　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は

主たる事務所の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　分割する法人の名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

　下記のとおり、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第10条第３項の規定により、法人の分割について認可を受けたいので申請します。

記

１．分割予定年月日：

２．分割により認定畜舎等を承継する法人の名称及び住所：

３．分割の理由：

４．分割に係る畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：

５．分割に係る認定畜舎等の所在地：

６．分割に係る認定畜舎等の利用の方法に関する事項

（１）畜舎等の１日当たりの滞在者数及び滞在時間

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

□午前０時から午前４時まで及び午後10時から午後12時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を０とする。

（Ａ構造畜舎等（主務省令第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・Ｂ構造畜舎等の場合）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃 | 飼料の調整・給与及び家畜の観察 | 搾乳（畜舎内搾乳） | その他畜舎等内における作業（診療、種付け、保管する物資の整理等） |
| 滞在人数 | 　　　　　人 | 　　　　　人 | 　　　　　人 | 　　　　　　人 |
| 滞在時間 | 　　時間／人 | 　　時間／人 | 　　時間／人 | 　　　時間／人 |
| 延べ滞在時間 | 　　　　時間 | 　　　　時間 | 　　　　時間 | 　　　　　時間 |
| 合計 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　時間 |

　　　□通常時において、畜舎等における１日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 畜舎等の床面積 | 最大滞在者数 | 延べ滞在時間 |
| □1,000㎡以下 | ４人 | ８時間 |
| □1,000㎡超2,000㎡以下 | ８人 | 16時間 |
| □2,000㎡超3,000㎡以下 | 12人 | 24時間 |
| □3,000㎡超 | 16人 | 32時間 |

（２）避難経路確保の取組

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

　　　□災害時の避難に支障を生じさせないよう、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しない。

□２以上の避難口が特定されている。

□堆肥舎、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等で避難上有効に直接外気に開放されたものに該当する。

（３）災害による被害の防止又は軽減に資する取組

（Ａ構造畜舎等（主務省令第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・Ｂ構造畜舎等の場合）

　□定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも１年間保存する。

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等・発酵槽等共通）

　　　□様式第26号（畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあっては、様式第26号の２）を畜舎等の見やすい場所に表示する。

　　（Ｂ構造畜舎等の場合）

　　　□畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明する。

（４）畜舎等が主務省令第19条第２項本文若しくは主務省令第20条ただし書の規定の適用を受けるもの又は主務省令第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものである場合における当該畜舎等における取組

　　（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

　　　□定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも１年間保存する。

（５）畜舎等が主務省令第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものである場合における畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分における取組

　　（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等）

　　　□畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超える畜舎等にあっては、床面積500㎡以内ごとに１以上の避難口が特定されている。

　　　□避難上有効に直接外気に開放されたものに該当する。

　　　□災害時の避難に支障を生じさせないよう、採光を充分にする。

　　　□火気を使用しない。

　　　□消火器を備えるとともに、定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管理を適切に行う。

　　　□畜産業用倉庫の用途に供する部分については、畜産業用物資以外のもの及び畜産業用車庫の用途に供する部分については、畜産業用車両等以外のものを保管しない。

　　　□畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて管理する。

７．分割に係る認定畜舎等で行う畜産業の内容

（１）家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）

　　①家畜の種類：

　　②頭数：

（２）飼養形態（飼養施設の場合）：

（３）家畜排せつ物の処理方法：

８．分割に係る認定畜舎等のその他必要な事項

（１）畜舎等を承継する法人の役員の法令遵守状況

　　□家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理について、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）その他家畜の飼養管理若しくはその排せつ物の管理に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反していない。

　　（違反している場合）違反している規定：

農場名及びその所在地：

備考：

（２）畜舎等が畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供するものである場合

　　①飼養施設又は堆肥舎（いずれも当該施設に付随する施設が当該分割に係る認定畜舎等であるものに限る。）の所在地：

　　②畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管する物資の種類：

　　③畜産業用車庫の用途に供する部分に保管する車両又は物資の種類：

（注意）

☐がある場合は、該当する☐に✓印を付けること。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第19号（第５の１の⑷関係）

分割認可通知書

認　定　番　号　　第　　　　　号

認定年月日　　　　年　月　日

　　　　　　　　様

広域振興局長

　　　年　　月　　日付で申請のあった分割認可申請については、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第10条第３項の規定に基づき、認可しましたので通知します。

様式第20号（第５の１の⑷関係）

分割不認可通知書

　　　　年　月　日

　　　　　　　　様

広域振興局長

　　年　月　日付で申請のあった認定畜舎等の譲渡及び譲受け認可申請については、下記の理由により、認可しませんので通知します。

　この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、広域振興局長に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

　また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、岩手県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

不認可の理由

様式第21号（第５の２関係）

解散届出書

年　　　月　　　日

　　広域振興局長　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者の住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者の氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者の連絡先

　下記のとおり、認定計画実施者である法人が合併以外の事由により解散したので、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第11条第１項の規定により、届け出ます。

記

１．解散年月日：

２．解散した法人の名称及び住所：

３．解散した法人に係る畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：

４．解散した法人に係る認定畜舎等の所在地：

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第22号（第７の１関係）

認定畜舎等の利用状況定期報告書

年　　　月　　　日

　　広域振興局長　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　報告者の住所又は

　　　　　　　　　　　　　　　　　　主たる事務所の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　報告者の氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　報告者の連絡先

代表者の氏名

下記のとおり、認定畜舎等の利用の状況について、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第13条第１項の規定により、報告します。

記

１．畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：

２．認定畜舎等の所在地：

３．認定畜舎等の概要

（１）番号：

（２）種類

　□飼養施設

□飼養施設に付随する搾乳施設

□飼養施設に付随する集乳施設

□飼養施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設

□飼養施設に付随する畜産業用倉庫

□飼養施設に付随する畜産業用車庫

□堆肥舎

□発酵槽等

□堆肥舎に付随する畜産業用倉庫

□堆肥舎に付随する畜産業用車庫

□発酵槽等を制御するための施設

（３）構造

　□Ａ構造畜舎等　　□Ｂ構造畜舎等　　□発酵槽等

４．利用の状況

（１）番号：

（２）認定畜舎等における畜産業の内容

①家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）

　　　イ．家畜の種類：

　　　ロ．頭数：

②飼養形態：

③家畜排せつ物の処理方法：

（３）利用基準の遵守状況

①畜舎等の１日当たりの滞在者数及び滞在時間

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

□午前０時から午前４時まで及び午後10時から午後12時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を０としている。

（Ａ構造畜舎等（主務省令第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・Ｂ構造畜舎等の場合）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃 | 飼料の調整・給与及び家畜の観察 | 搾乳（畜舎内搾乳） | その他畜舎等内における作業（診療、種付け、保管する物資の整理等） |
| 滞在人数 | 　　　　　人 | 　　　　　人 | 　　　　　人 | 　　　　　　人 |
| 滞在時間 | 　　時間／人 | 　　時間／人 | 　　時間／人 | 　　　時間／人 |
| 延べ滞在時間 | 　　　　時間 | 　　　　時間 | 　　　　時間 | 　　　　　時間 |
| 合計 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　時間 |

□通常時において、畜舎等における１日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下としている。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 畜舎等の床面積 | 最大滞在者数 | 延べ滞在時間 |
| □1,000㎡以下 | ４人 | ８時間 |
| □1,000㎡超2,000㎡以下 | ８人 | 16時間 |
| □2,000㎡超3,000㎡以下 | 12人 | 24時間 |
| □3,000㎡超 | 16人 | 32時間 |

②避難経路確保の取組

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

　　　□災害時の避難に支障を生じさせないよう、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置していない。

□２以上の避難口が特定されている。

□堆肥舎、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等で避難上有効に直接外気に開放されたものに該当している。

③災害による被害の防止又は軽減に資する取組

（Ａ構造畜舎等（主務省令第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・Ｂ構造畜舎等の場合）

　□定期的避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも１年間保存している。

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等・発酵槽等共通）

　　　□様式第26号（畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあっては、様式第26号の２）を畜舎等の見やすい場所に表示している。

　　（Ｂ構造畜舎等の場合）

　　　□畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明している。

④畜舎等が主務省令第19条第２項本文若しくは主務省令第20条ただし書の規定の適用を受けるもの又は主務省令第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものである場合における当該畜舎等における取組

　　（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

　　　□定期的な消火作業に関する訓練を実施していることに関する記録を作成し、少なくとも１年間保存している。

□火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも１年間保存している。

⑤畜舎等が第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものである場合における畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分における取組

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

　□畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超える畜舎等にあっては、床面積500㎡以内ごとに１以上の避難口が特定されている。

　□避難上有効に直接外気に解放されたものに該当している。

　□災害時の避難に支障を生じさせないよう、採光を充分にしている。

　□火気を使用していない。

　□消火器を備えるとともに、定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管理を適切に行っている。

□畜産業用倉庫の用途に供する部分については、畜産業用物資以外のもの及び畜産業用車庫の用途に供する部分については、畜産業用車両等以外のものを保管していない。

　□畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管している。

　　⑥備考

（注意）

①　☐がある場合は、該当する☐に✓印を付けること。

　②　３．及び４．は報告に係る認定畜舎等ごとに記入すること。報告に係る認定畜舎等の数が１の時は「番号」に「１」と記入し、認定畜舎等の数が２以上のときは、認定畜舎等ごとに通し番号を付したうえで、記入欄を追加して認定畜舎等ごとに記入するか、第２番目以降の認定畜舎等について別紙に必要な事項を記入して添えること。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第23号（第７の１関係）

認定畜舎等の滅失届出書

年　　　月　　　日

　　広域振興局長　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者の住所又は

　　　　　　　　　　　　　　　　　　主たる事務所の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者の氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者の連絡先

代表者の氏名

　下記のとおり、認定畜舎等が滅失したので、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第13条第２項の規定により、届け出ます。

記

１．滅失した認定畜舎等に係る畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：

２．滅失した認定畜舎等の所在地：

３．滅失の理由：

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第24号（第３の１の⑷関係）

接道認定申請書

年　　月　　日

　広域振興局長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者の住所又は

　　　　　　　　　　　　　　　　　　主たる事務所の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者の氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者の連絡先

代表者の氏名

　畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第２項の規定に基づく認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

記

１．申請者の概要

（１）氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名：

（２）住所又は主たる事務所の所在地：

（３）連絡先：

２．設計者の概要

（１）資格：　　　　　　（　　　　）建築士　　　　（　　　）登録第　　　　号

（２）氏名：

（３）建築士事務所名：　（　　　　）建築士事務所　（　　　）知事登録第　　号

（４）所在地：

（５）連絡先：

３．畜舎等及び畜舎等の敷地に関する事項

（１）工事施工地又は所在地

（２）区域、地域、地区又は街区：

（３）道

　　①幅員：

　　②敷地と接している部分の長さ：

（４）敷地面積

①敷地面積：

②省令第45条に規定する畜舎等の建蔽率：

③敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値：

（５）畜舎等の種類

□飼養施設　□搾乳施設　□集乳施設　□堆肥舎

（６）工事種類

　□新築　□増築　□改築　□柱を撤去する行為　□模様替

（７）建築面積

　①建築面積：（申請部分　　　㎡）（申請以外の部分　　　㎡）（合計　　　㎡）

　②建蔽率：

（８）床面積：（申請部分　　　㎡）（申請以外の部分　　　㎡）（合計　　　㎡）

（９）申請に係る畜舎等の数：

（10）工事着手予定年月日：

（11）工事完了予定年月日：

（12）備考

４．畜舎等別の構造及び設備の概要

（１）番号：

（２）工事種類

　□新築　□増築　□改築　□柱を撤去する行為　□模様替

（３）構造：　　　　造　　　　一部　　　　造

　□Ａ構造畜舎等　　□Ｂ構造畜舎等

（４）高さ：　　　　　ｍ

（５）備考

様式第25号（第３の１の⑷関係）

接道認定通知書

認　定　番　号　　第　　　　　号

認定年月日　　　　年　月　日

　　　　　　　　様

広域振興局長

　　　年　　月　　日付で提出のあった認定の申請については、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第２項の規定による認定をしましたので通知します。

 記

１．認定に係る畜舎等の工事施工地又は所在地：

２．認定に係る畜舎等の種類：

参考様式（第３の１の⑷関係）

接道不認定通知書

年　　月　　日

　　　　　　　　　様

　広域振興局長

　　　年　　月　　日付けで申請のあった認定については、下記の理由により畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第２項の規定による認定をしないものとします。

　この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、広域振興局長に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

　また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、岩手県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

不認定の理由

様式第26号（第４の４関係）（木板、プラスチック板その他これらに類するものとする。）

|  |  |
| --- | --- |
| 　 | 20cm以上 |
| 15cm以上 | 　 |
| 　 | 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律による認定済（　　　　　） |  |
| 認定年月日・番号 | 　　　　　年　　　月　　　日　　　　　第　　　　　　号 |
| 認定した者 | 　 |
| 認定計画実施者氏名（名称） | 　 |
| 備考 | 　 |
| 　 |

（注意）　（　　　　　　）には、「Ａ構造畜舎等」、「Ｂ構造畜舎等」又は「発酵槽等」と記入すること。

様式第26号の２（第４の４関係）（木板、プラスチック板その他これらに類するものとする。）

|  |  |
| --- | --- |
| 　 | 20cm以上 |
| 15cm以上 | 　 |
| 　 | 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律による認定済（　　　　構造畜舎等） |  |
| 認定年月日・番号 | 　　　　　年　　　月　　　日　　　　　第　　　　　　号 |
| 認定した者 | 　 |
| 認定計画実施者氏名（名称） |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 15cm以上 |  |
|  |  |  |
| 利用基準 | 【１．畜舎等全体の利用の方法】□通常時において、畜舎等における１日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間が一定の数値以下であること。（最大滞在者数　　人/延べ滞在時間　　時間）□午前０時から午前４時まで及び午後10時から午後12時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数が０であること。□災害時の避難に支障を生じさせないよう、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しないこと。□２以上の避難口が特定されていること。□定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも１年間保存すること。□定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生の恐れのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも１年間保存すること。【２．畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分の利用の方法】□床面積500㎡以内ごとに１以上の避難口が特定されていること。□災害時の避難に支障を生じさせないよう、採光を充分にすること。□火気を使用しないこと。□消火器を備えるとともに、定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管理を適切に行うこと。□畜産業用倉庫の用途に供する部分については、当該部分に畜産業用物資以外のもの及び畜産業用車庫の用途に供する部分については、当該部分に畜産業用車両等以外のものを保管しないこと。□畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管すること。 |
| 備考 |  |
| 　 |

（注意）１．（　　構造畜舎等）には、「Ａ構造畜舎等」又は「Ｂ構造畜舎等」と記入すること。

　　　　２．適用を受ける利用基準の□に✓印を付けること。

様式第27号（第４の１関係）（木板、プラスチック板その他これらに類するものとする。）

|  |  |
| --- | --- |
| 　 | 35cm以上 |
| 25cm以上 | 　 |
| 　 | 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律による認定済（　　　　　　） | 　 |
| 認定年月日・番号 | 　　　　　年　　　月　　　日　　　　　第　　　　　　号 |
| 認定した者 | 　 |
| 認定計画実施者氏名（名称） | 　 |
| 設計者氏名 | 　 |
| 工事監理者氏名 | 　 |
| 工事施工者氏名 | 　 |
| 工事現場管理者氏名 | 　 |
| 備考 | 　 |
| 　 |

（注意）

　①　「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律による認定済」は、変更の認定を受けた場合は、「畜舎等の建築等及び利用の特例に関

する法律による変更の認定済」とすること。

②　（　　　　　）には、「Ａ構造畜舎等」、「Ｂ構造畜舎等」又は「発酵槽等」と記入すること。

③　設計者及び工事監理者が建築士の場合には、設計者氏名及び工事監理者氏名の欄にその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士別を併せて記入すること。

④　設計者及び工事監理者が建築士事務所に属している場合には、設計者氏名及び工事監理者氏名の欄にその名称及びその一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別を併せて記入すること。

様式第28号

　第　号

　　年　月　日

振興局の土木担当部等の長　様

振興局の農政担当部等の長

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する審査依頼書

　このことについて、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する事務取扱要領第　項　の　規定に基づき、別添について審査を依頼します。

記

１　申請者氏名

２　工事施工地又は所在地

３　審査依頼内容

　　計画の審査・計画の変更に係る審査・接道の審査・仮使用の審査

　（※審査依頼を希望するものに〇を付けること）

様式第29号

　第　号

　　年　月　日

振興局の農政担当部等の長　様

振興局の土木担当部等の長

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する審査結果通知書

　このことについて、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する事務取扱要領第　項　の　規定に基づき、審査を行いましたので下記により回答します。

記

１　申請者氏名

２　工事施工地又は所在地

３　審査結果

様式第30号

　第　号

　　年　月　日

振興局の土木担当部等の長　様

振興局の農政担当部等の長

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する確認依頼書

　このことについて、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する事務取扱要領第　項　の　規定に基づき、別添について確認を依頼します。

記

１　申請者氏名

２　工事施工地又は所在地

３　確認依頼内容

　　軽微な変更・工事完了の届出

　　（※確認依頼を希望するものに〇を付けること）

様式第31号

　第　号

　　年　月　日

振興局の農政担当部等の長　様

振興局の土木担当部等の長

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する確認結果通知書

　このことについて、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する事務取扱要領第　項　の　規定に基づき、確認を行いましたので下記により回答します。

記

１　申請者氏名

２　工事施工地又は所在地

３　確認結果

様式第32号（第７の４関係）

畜舎建築利用計画の認定の失効についての通知書

　第　　　　　号

　　　年　月　日

　　　　　　　　　様

広域振興局長

　下記の畜舎建築利用計画の認定については、失効しましたので、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第16条第３項の規定に基づき通知します。

記

１．認定番号及び認定年月日

２．失効の理由

３．認定計画実施者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名：

４．認定に係る畜舎等の所在地：

５．認定に係る畜舎等の種類：









47

様式第34号（第６関係）

納　付　書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　 　月　 　　日

広域振興局長　様

住所

氏名

　　　「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」に関する認定の申請に必要な

手数料　　　　　　　円を納付いたします。

　岩手県収入証紙貼付欄

|  |
| --- |
|  |

様式第35号（第７の２関係）

（表面）

|  |
| --- |
| 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第14条第３項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書写　真職　　名　　 氏　　名 年　　月　　日生　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日発行　　　　　　　　　　岩手県　　　広域振興局長　　　印 |

|  |
| --- |
| 　畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（抄）第14条第３項都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、認定畜舎等、認定畜舎等の敷地、建築材料等を製造した者の工場、営業所、事務所、倉庫その他の事業場又は建築工事場に立ち入り、認定畜舎等、認定畜舎等の敷地、建築設備、建築材料、建築材料等の製造に関係がある物件若しくは設計図書その他認定畜舎等に関する工事に関係がある物件を検査させ、若しくは試験させ、又は認定計画実施者、認定畜舎等に立ち入る者、認定畜舎等の敷地の所有者、認定畜舎等若しくは認定畜舎等の敷地の管理者若しくは占有者、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者若しくは工事施工者に対し必要な事項について質問させることができる。第14条第４項前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 |

※写真のサイズ　縦30㎜、横25㎜

（裏面）

※用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ８とすること。